

総務委員会

令和4年2月28日（月）

午前11時14分～午後2時56分

議会第1会議室

【出席委員】宮崎 健委員長、富永明美副委員長、藤田佳典委員、御厨洋行委員、
中村宏志委員、重松 徹委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・議会事務局 倉持議会事務局副局長兼議会総務課長
- ・選挙管理委員会事務局 小峰選挙管理委員会事務局長、松本副局長
- ・監査事務局 百崎監査事務局長、福岡副局長
- ・総務部 池田総務部長、蘭理事兼危機管理防災課長、元松副部長兼総務法制課長、
梶山人事課長、牛島財政課長、山口契約監理課長、小林財産活用課長、
武富国際課長
- ・企画調整部 大串企画調整部長、村上副部長兼歴史・世界遺産課長、星下企画政策課
長、大塚副理事兼交通政策課長、木原デジタル推進課長
- ・佐賀駅周辺整備構想推進室 武藤佐賀駅周辺整備構想推進室長、西副室長
- ・市民生活部 片渕市民生活部長、久富副部長兼市民生活課長、北御門生活安全課長、
大野市民税課長、稲富資産税課長、詫間納税課長、八谷人権・同和政策
・男女参画課長
- ・地域振興部 鶴地域振興部長、筒井副部長兼地域政策課長、馬場協働推進課長、大坪
公民館支援課長、江川スポーツ振興課長、井口国スポ・全障スポ総務課
長兼競技課長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○宮崎委員長

それでは、定刻よりちょっと早いですけれども、全員おそろいですので、これより総務委員会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程ですが、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

なお、付託議案の審査のために、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出

ください。

この後、議会事務局、選挙管理委員会及び監査事務局に関する議案の審査に入ります。

それでは、議会事務局及び選挙管理委員会に関する議案の審査に入ります。執行部に議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第14号） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明につきまして委員の皆様からの質疑をお受けいたします。質疑ある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はないようですので、これで議会事務局及び選挙管理委員会に関する議案の説明を終わります。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、総務部に関する議案の審査に入ります。

まず、第10号議案の歳入と、地方債補正について、執行部に説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第14号） 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの質疑をお受けします。質疑ある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

資料8番の15、16に両方関連するんですけども、その後、また幼稚園関係も出てくるんですけども、保育士とか、いろいろ担当の方の3%上乘せというのが令和4年2月からということですが、今回の補正で、一応国からの分が上がってきているんですけども、既に2月分というのは、支給があっているんですよ。その辺はどうなっているのか。例えば、後もって2月、3月を何かの財源で上乘せするのか、その辺お願いします。

○牛島財政課長

まだ、この予算に関しては歳出も歳入も議決いただいておりませんので、当然これからの執行になりますので、議決いただいた後に、各園のほうに照会をかけた上で、それからいただいたもので交付決定を打って、それから執行していくこととなっておりますので、これから支給させていただくことになる。

○白倉委員

それは分かるんですけども、要するに2月というのはもう既にあるわけですから、これから執行ということは、要するに、差額分を後もって乗せると、3月は間に合いますよ

ね、言えばこの先議で固めれば。そこのところの進め方をお尋ねします。

○牛島財政課長

すみません、歳出のほうになりますので、申し訳ないんですけども。

(発言する者あり)

執行の部分に関しましては、議決いただいた後に原課のほうから各園に照会をかけて、その回答に基づいて執行していくというところまでは確認しておりますけれども、実際どういう形で支出していくかというところはこれからでございます。申し訳ございません。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

資料10番、予算案の概要の6ページ、地方債、年度残高966億円になっていますけれども、当然借入れしとつげんが元金と償還が発生するわけですね。その借金とのバランスはどうなっているのか、そこら辺、公社債の比率かな、そういうのは、佐賀市はどれぐらいで、何%までいったら、地方債の発行が制限されるとか、パーセントであるでしょう。そういう状況はどうなっていますか、佐賀市は。市債の借入れ。

○牛島財政課長

まず、地方債の借入れに関しましては決算のときにお示ししております、実質公債費比率でありますとか、将来負担比率とかによりまして、協議になるのか、許可になるのかというのは変わってまいります。佐賀市に関しましては、その辺りの数字は良好でございますので、特にそういう許可でありますとか、そういうものが必要な状態ではなくなっております。

○重松委員

パーセントは分からんでしょう。市債、借入れ。

どこまでだったら大丈夫とか、あったでしょうが。前、パーセントまで出してあったでしょう、ずっと以前は。

○牛島財政課長

失礼しました。実質公債費比率につきましては、令和2年度の決算で1.7%となっております。

○重松委員

全国平均で、それ以上は貸さないとか、あるでしょう。十何%、行ったらいかんとか、そういうのはなかったですかね。

○牛島財政課長

18%だったと思いますが、確認させてください。すみません。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○江頭委員

8番の資料の9ページ、休日夜間子ども診療所の負担金なんですけど、今回、コロナの影響で、新しく、初めて負担金を市町からもらって、まず市町の割合、これは人口割なのか、どういうふうになっているのか。割合と金額を示してもらいたいと思います。

○牛島財政課長

まず負担金の負担割合の算出方法でございますけれども、構成市町5市1町ありまして、まず人口割で1割、利用者数割で9割、この算出方法によりまして、まず各市町、構成市町の負担金の金額を定めております。今回負担金としていただきます金額の合計は1,277万5,000円でございます。

○江頭委員

各市町のコツ、分かりますか。

○牛島財政課長

すみません、手持ちにございませぬので、後ほど御報告させていただきます。

○白倉委員

同じ資料の35ページなんですけれども、ここに休日夜間子ども診療所基金繰入金というので、マイナスが4,778万円出ているんですけれども、これは11月のときとの関連かと思うんですけれども、それを確かめたいのと、それと、休日夜間の基金残が9,700万円というふうにお聞きしました。佐賀市が、一旦、休日夜間診療所が、基金から出していて、でも基金が枯渇したらいけないから、さっきの9ページの負担金という説明でしたね。そしたら、また次35ページで、本市の分の一部分が、またここでマイナスになっているんですね。その辺の流れがはっきり明確によく見えないんですが、説明をお願いします。

○牛島財政課長

まず、11月補正予算のときに、今年度、診療所の運営経費が不足をすることが見込まれておりましたので、6,140万4,000円につきまして、指定管理委託料として増額の補正をいただいたところでございます。これに対しまして、そのときの補正予算ではコロナ交付金に関して、まだはっきりとめどが立っておりませんでしたので、一旦基金繰入金のほうから同額を繰入れて収支を合わせたところでございます。

今回、各市町におきましても、佐賀市におきましてもコロナ交付金の交付が決定されましたので、昨年同様、コロナ交付金と、佐賀市に関しては、コロナ交付金を入れまして、各市町に対しては、各市町からは負担金をいただき、その負担金に対して各市町がコロナ交付金を充当していただくように今回調整したところでございます。

結果、基金繰入金につきましては、当初6,140万円ほどの基金繰入額に対して、今回、佐賀市のコロナ交付金の分が約3,400万円、各構成市町の部分が約1,300万円ほどございまして、合わせて4,700万円、今回、基金の繰入れを戻すという形にしております。その差額の1,400万円ほどにつきましては、令和2年度に、同様にコロナ交付金を活用した支援

事業で、結果、黒字になった部分がありましたので、コロナ交付金を充当して、指定管理委託料を増額していた部分につきましては、黒字になった分は今回の部分の補填に活用したほうがよろしいだろうということで、基金からあえて1,400万円を繰入れて処理したところでございます。以上でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○御厨委員

資料番号8番の33ページの、企業版ふるさと応援寄附金のことなんですが、勉強会でも示されていましたが、ごめんなさい、メモが追いつかなかったので、企業名をいま一度教えていただきたいのと、この企業はいつもされているのか、この2点をまずお答えください。

○牛島財政課長

〔企業名 寄附額〕

(「資料でもらったがようなか」と呼ぶ者あり)

○御厨委員

今、皆様からも声が聞こえて、よかったら資料を出していただきたい。

この場で聞いておきたいのが、寄付を行っている事業者は毎回されているのかというのを教えてください。

○牛島財政課長

いずれの事業体に関しましても、この企業版ふるさと応援寄附金に関しましては、臨時的な収入ということで、毎年やっているものではございません。

○宮崎委員長

資料請求が出ましたので、資料をよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

○白倉委員

資料請求が江頭委員から出たんですけれども、同じ項目なんですけれども、資料では、各市町それぞれの人口割、利用者数の分担金のところなんですけど、そもそもコロナでこういう手当てをするのは、前年度もあったんですけれども、この診療所に関しては特殊といいますか、佐賀市が医師会に、医師会というものをお願いして運営していているものですが、その赤字補填をするときの計算基準みたいなのはちゃんと設けてあるんですか。例えば、普通のなんかだったら、単純に前年度の売上げからとかなんとか比較はできるんですけれども、そこの必要経費、人件費とか全てありましようし、その辺の金額が出てくるまでの算定基準というのがあれば、もともと契約の中であれば、そのペーパーも参考のためにいただきたいんですが、ありますか。委員長いかがでしょうか。

○宮崎委員長

どうですか。

○牛島財政課長

当然歳出の指定管理委託料の算出のときにその計算はしております。

○宮崎委員長

資料請求ですか。皆さんいかがですか、資料要りますか。よかですか。そしたら、白倉委員にだけお願いをしたらと思います。

ほかにありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですが、すみません、本来ならこのまま歳出のほうにも行きたいのですが、12時を回ったということと、今日が先議分の議案質疑の抽せん日になっておりますので、一旦ここでお昼を取らせていただいて、午後から、第10号議案の歳出と繰越明許費の補正について審議したいと思います。

今、時計が12時4分を指しておりますので、13時5分から開催ということで、よろしくお願いたします。ここで一旦休憩します。

◎午後0時04分～午後1時05分 休憩

○宮崎委員長

それでは、午前の審議に引き続き再開したいと思います。

それでは、第10号議案の歳出と繰越明許費補正について、執行部に説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第14号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明につきまして皆様から御質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○江頭委員

1点だけ。今の消防格納庫の整備事業についてなんですけど、消防格納庫のサイズというか、大きさはほとんど一緒だと思うんですけど、用地も大体建物と同じ、めどで買収する、その土地というのは一緒なんですか、今までずっとやってきて。

○蘭理事兼危機管理防災課長

おっしゃるとおり、建物に関しましては規格がありますので、大体一緒です。ただ、用地に関しましては、変に中途半端に残地を残すということにもなりかねないので、ある程度は一定の面積の基準はあるものの、幾らかまたつけ加えの部分とか、そういったところはあるかと思います。あと、道路の面し方とか、そういった部分での、箇所によっての違いというのがございます。

○江頭委員

もう一点、格納庫の整備について、用地の買収に関しては用地対策課が交渉をするということで、消防防災課はこの用地に関する部分は全然、用地対策課に任しているというこ

とで理解していいんですか。

○危機管理防災課職員

用地の選定につきましては、地元の消防団、自治会等々で選定してもらいまして、交渉に関しては、用地対策課と危機管理防災課のほうで行うこととしております。

○江頭委員

その危機管理防災課、あなたたちが、その部分に対して関わるといのは、値段の交渉までも関わってくるということですか。

○危機管理防災課職員

金額の値段の交渉にあつては用地対策課のほうで行っております。

○重松委員

ハザードマップ作成等事業ですけれども、先ほど説明の中で佐賀県が遅れているということですが、毎年、豪雨による水害発生する可能性もありますから、とにかく急がないかと思うんですけれども、県が何で遅れているのかなと思うし、それとまた、佐賀市版だけじゃ駄目なんですか、そこら辺について。

○蘭理事兼危機管理防災課長

県が遅れている理由は私どもでは分かりかねますが、佐賀市版は今つくっておるんですけれども、今回の県が見直ししているという中で、恐らく大分変わってくるんだろうと思います。それを反映させた佐賀市版をつくるということで予定しておりましたが、来年度以降になるということでございます。

○御厨委員

資料8の129の消防ポンプ積載車のところなんですけど、説明がいまいち分からなくて、毎年10台ずつを大体整備予定なのが、何か生産中止で、代替りの車両が高価になって8台になって、結果、残が発生したという、もうちょっと詳しく、どういうことですか。

○蘭理事兼危機管理防災課長

今まで使用しておりました車両がメーカーのほうで生産中止になりました。本来ですと10台造りたいんですけども、車両の価格が大体150万円ほど高い車両しか見つからなくて、それを使用した関係で、要は8台分を執行しましたけれども、もともと予算は10台分組んでいまして、8台造った分の残りということでございます。10台造ろうと思うと、追加で補正とかしなきゃいけなかったということになります。以上です。

○御厨委員

ちなみに、車種は何でしょうか。前のは多分日産の車両なのかなと思うんですけど、よかったらそこまでお示してください。

○蘭理事兼危機管理防災課長

以前使っていたのは、おっしゃるとおり、日産のアトラスという車で、今回お願いしたのはトヨタのダイナという車両でございます。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、これで総務部の議案は終わりにするんですが、先ほど御厨委員から資料請求がありましたので、ペーパーで配りますので、まだ間に合っとらんとやろう。内容がちょっと違うそうですので、すみません、ペーパーのほうで。

○牛島財政課長

今お手元にお届けいたしました、総務部11の資料のほうに、企業版ふるさと応援寄附金の一覧のほうをまとめております。寄附いただいた企業名及び寄附いただいた金額について記載しております。

なお、一部企業につきましては、金額、非公表を御希望でございましたので、そちらの企業につきましてはその旨を記載させていただいております。

この資料の御説明は以上でございます。

○宮崎委員長

御厨委員、何かありますか。

○御厨委員

大丈夫です。

○宮崎委員長

ほかに御質疑等ありませんか。

○牛島財政課長

あと午前中に歳入に関しまして確認いただいておりました項目についてお答えいたします。

まず、重松委員から御質問がございました実質公債費比率に関して、様々な起債する上での制限などは何%かという御質問でございました。まず先ほどお答えしましたとおり、18%がいわゆる届出をすればいいという基準から、許可を要する基準に切り替わるパーセントでございます。さらに、また25%を超えますと許可、35%を超えますと財政再生団体ということで、また厳しくなってくるというような形となっております。

ちなみに、佐賀市は、先ほどお答えしたとおり、令和2年度決算で1.7%でございます。

もう一つ、江頭委員からお尋ねがございました、資料番号8番の資料の9ページに記載しております衛生費負担金のうち、休日夜間子ども診療所運営費負担金の構成市町負担金の内訳でございます。多久市につきましては約132万円、小城市につきましては約640万円、神崎市につきましては約373万円、吉野ヶ里町につきましては約133万円となっております。

あと、白倉委員からお尋ねがございました、休日夜間子ども診療所の歳出の指定管理委託料の金額の算出根拠は、後もって資料をお届けさせていただきます。以上でございます。

ます。

○宮崎委員長

御質疑ありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これで総務部に関する議案の説明を終わります。

執行部の方は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室に関する議案の審査に入ります。

まず、第21号議案について、執行部に説明を求めます。

◎第21号議案 佐賀市事務分掌条例の一部を改正する条例 説明

◎第22号議案 佐賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

改めてお伺いしますが、教育委員会という、要するに首長から独立した機関として今まであったんですね。それは社会教育もありましたし、こっちの文化振興のほうでもあったんですね。それが首長部局に置いてもいいというふうな一部の変更がずっとなされてから、社会教育はうちは変えたし、そのときも若干の疑義はあったんですね。今度、この条例が文化振興のほうがされました。

それで、1つぜひ確認しておきたいのが、教育委員会から出された意見、私も聞いたりとかいろいろしましたので、私が持っている心配と同じようなことが委員から聞かれたんですね。それを払拭するような回答、今の説明の中にその言葉が出てきたので確認させてくださいね。

文化財保護、もちろん文化にはいろんな多方面の文化がありますが、佐賀市においては埋蔵文化も含めて、東名はやっと今道筋ができましたけれども、まだまだ整備しなくちゃいけない。発掘調査も含めて、何かの開発工事のときに出てくる可能性のある土地もいっぱい実はあるんですね。そういったときに対応するために、私は特に文化財保護というのが大事だろうなど思っているんですね。それが市長部局に移ることによって、非常に心配を持っているんです。今まで三重津も東名もここまで道筋が来たのには、文化庁とのつながりがすごく深かったんですね。教育委員会、それと文化庁と大いに議論してきたんですね。

今度置かれることによって、保存に関するものに当たっては専任部署を置く、人材の専

門性というのは絶対必要ですから、そういったところをもう一回、どういうふうなお考えかというのを再確認させていただけますか。専門部署を置いてやっていこうと思うというようなことが、恐らく今さっき説明で出たんですが、どれぐらいのところで、非常に専門性があるところですので、所管を移した上で、きちっとそういう部署を置くということで、部署というか、担当を置くということでしょう。その説明をお願いします。

○星下企画政策課長

今回の法律改正の中で、文化に関することにつきましては、以前より法律改正のほうで首長部局になるということが可能となっておりますが、やっぱり文化財保護に関するところは教育委員会のところにある意義というのもありまして、少し遅れて可能になったという経緯がございます。佐賀市の場合は、今回、教育委員会から市長部局のほうに移管を予定しているところなんですけど、課レベルとしては、今まで文化振興課のほうが担っていた所管、それを今回、文化財課ということで改めて設置をするということで、課レベルの人材については変わらないというふうに思っております。

○宮崎委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○江頭委員

関連で。変わらないというのは、要するに、今、文化振興課として教育委員会の中にありますよね。専門的な職員のスタッフいますよね。そういう人たちがたまたま、今度、この地域振興部に移るといふ、そういう考えでいいんですか。

○星下企画政策課長

その年その年の人事異動のことはございますけれども、基本的には委員御指摘のとおり、市長部局のほうにそのまま異動ということで予定しているところでございます。

○江頭委員

特に佐賀市の場合は、今話が出ていますように、東名遺跡のガイダンスの設置が今から進むわけですよね。ガイダンス施設の中に、例えば出土品の保管、設置しなくてはならないということで、要するに、佐賀市並びに佐賀県の設計業者すら入札に入れない。聞くとところによると、専門的な部分の設計会社じゃないと入れないらしいんですよね。ベンチャーとしては組めるんだけれども、そのくらい保管に対する、文化庁の、これはどうも文化庁のいろいろなお達しがあって、入札ができないと、そこに参加できないような専門性があるという部分が、この文化財の、そういうところまで専門的な部分があるわけですね。そういうことを考えたら、これは文化財を移管することに対しては私もこれは機構改革だから執行部の考え方でいいと思うんだけれども、そういう学術的な観点からいけば、これまで教育委員会の中でずっと培ったノウハウというのは、専門的な職員だけじゃなくて、やっぱりそういう機構の中である程度判断していく、文化財に対する審議、いろんな調査、研究していくということにおいては、どうなんですか、地域振興部で、その課は確

かに文化財課としてあるんだけど、そこは担えるということで判断してよろしいのか、その辺をお願いします。

○星下企画政策課長

さきの法律改正の中で文化財保護に関することが、市長部局のほうでも可能となった際に、文化庁のほうからも、審議会のほうから、やはり幾つかの留意点ということで指摘がされております。その中の1つに、専門的、技術的判断をしっかりと確保することということが一番初めに出てまいります。今回、教育委員会から市長部局のほうに移管を予定しているわけなんですけど、繰り返しになりますが、文化財保護課という専門の課をきちっと新設するというのと、今現在そこを専門的な見地から御意見をいただいています、文化財保護審議会の8名の方が専門それぞれいらっしゃいますけれども、そのメンバーの方も引き続き首長部局のほうで設置いたしまして意見を聞きながら、適切に把握したいというふうに考えておまして、問題ないかなというふうに思っております。

○白倉委員

提案に至るまでの経緯をもう一回確認させてくださいね。

佐賀市の場合は、先ほど専門の部署というか、担当をきちっと置くということなので安心はしているんですけども、それが文化財保護なんか、文化財振興保護が地域振興部の中、それは分かりますよ。それによって地域振興が起これるかまちおこしが起これるか、でもそれは、こっちがきちっと整備したり検証されていたりして、2次的に地域振興が波紋的に起こってくるもんだと私は思っているんですね。ただ、地域振興を目的に文化財とか文化財保護をするというのはどうなのかなと、キャパ的に思うんですけども、今度の中で、地域振興部と切離して文化財振興部とか、例えば、それが駄目なら、部が多くなって駄目なら、国スポ・全スポ、県がつくっているように、それと、文化財、文化振興、後々、国スポ・全スポが離れていってもあれなんですけれども、そういうふうな考えはなかったんですか。やっぱり地域振興部の中の1つの部の中の枝の中に文化財振興というのを入れようという、どうしても思いがあったんですか。

○星下企画政策課長

この文化行政につきまして、やはりいろんな方面から視点が必要だというふうに思っております。これまで教育委員会にありましたとおり、学校教育、社会教育の面で、これも引き続き密接な関係がございます。また、市長部局のほうに移管をするに当たっては、先ほど御説明させていただいたような背景で移管するわけなんですけど、市長部局の中でも、正直、執行部の議論の経過の中では、いろんな考え方もあるなということで議論してまいりました。今回、地域振興部ということで、1つはスポーツとの申合せの中でそれを一つの個性的なまちづくりにつなげていきたいというところで、今回、地域振興部のほうに整理させていただきましたが、あと1つは、やはり観光資源としての活用もしっかり図っていかないといけないということで、その辺りはどこの部署にあっても、引き続きそこは連

携を図っていくべきものというふうに思っております。ここはどこかに置いたからということで、どこかとの連携を薄くするとか弱めるとかいうことは一切考えていませんで、しっかりバランスを取れた連携を図っていくためには、今回、市長部局のほうが望ましいのではないかとというふうに判断したところでございます。

○宮崎委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、次に、第10号議案について執行部に説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第14号) 説明

○宮崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○重松委員

51ページのふるさと納税給付金、1億円ぐらい減額ということですがけれども、もともとコロナのときは、巣籠もり需要ということで相当順調に伸びていったんですけれども、2020年まではよかったんですけど、2021年度ぐらいから少し減ってきているんですかね、こちら辺は。これは地域振興ということで生産者の売上げが苦しい中で本当に手助けになっていると思うんですよね、ふるさと納税は。徐々に減り出してきているのかなと、そこら辺どうでしょうかね。

○星下企画政策課長

今年度の額は年度末が終わらないと分からないんですが、全国ですと、7,000から8,000億円ぐらいが見込まれているというふうに認識しております。全国のトータルで言いますと、少しずつまだ増えているような状況ということで認識しております。今回、その中で1億円ぐらい前年割れをすると、しそうだということで、これから内容を分析する必要があるというふうに思っていますが、今の中では、件数自体は非常に増えていると、20%ぐらい増えていると。ただ、額が10%ぐらい減っているということで、単純に寄附の単価が落ちているというふうなところは事実としてございますので、その辺りをしっかり踏まえて、対策を来年度に向けて練っていく必要があるかなというふうに思っています。

○重松委員

ふるさと納税の返礼品は非常に豊富にそろえていますので、そこら辺はいいんですけれども、全体的にそういった単価が減ってきているということですね。分かりました。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、これで企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室に関

する議案の説明を終わります。

執行部の職員は退出されて結構です。

ちょうど1時間たっております。今、手元の時計が2時10分ですので、2時15分に再開したいと思います。

◎午後2時10分～午後2時14分 休憩

○宮崎委員長

それでは、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。執行部に議案説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第14号） 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに質疑がないようですので、これで市民生活部に関する議案の説明を終わります。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、地域振興部に関する議案の審査に入ります。執行部に議案の説明を求めます。

◎第10号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第14号） 説明

○宮崎委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○白倉委員

資料8番の139ページ。ちょっと理解しにくかったんですけども、循誘公民館の解体事業が見合せということで、地元の要望とか何か説明が聞こえたんですが、もう少し詳しくお願いします。

○大坪公民館支援課長

循誘公民館につきましては、旧循誘公民館の本館ともう一つ別館が建っておりまして、そのうち本館については、現在解体工事を進めております。別館、公民館敷地でいくと西側になりますけれども、その別館を地元の自治会のほうで取得したいということで申入れがあっておりまして、今その申入れを受けての調整を行っておりますので、解体費について、今年度分は落とさせていただいて、話がついてから、もし取壊しが必要であれば再度補正でお願いしたいというふうに思っております。

○白倉委員

公民館は新しく建てられることにより、旧公民館が、通常、解体ということなんですけれども、地元の申入れがあれば譲受けというか、譲渡というか、そういうのは、私は今までの経験では聞いたことなかったんです。ごめんなさい、私はですね。そういうことが可能なかどうかというのと、あそこ、旧循誘公民館は敷地自体が狭くて、今度建て替わったんですけれども、耐震は大丈夫なわけですか。そこも含めて、そういうことが今までの事例もあって可能なのか。何のために地元の方が必要とされているのかという申入れがっているか、そこまで説明いただけたらありがたいです。

○大坪公民館支援課長

今回取得を希望されている自治会については、地域の自治公民館を持っておられなくて、今までは旧循誘公民館を言ったら、地元の自治公民館代わりのように使用されていたんですけど、今回、公民館は離れましたので、もし購入できるようだったら購入したいということで申入れがっている。無償でお譲りするとかではなくて、売買でということになります。

○白倉委員

耐震の環境はどうなっているのか。

○大坪公民館支援課長

耐震は大丈夫です。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

○重松委員

57ページの下から2番目の地域づくりクラウドファンディング手数料ですね。この説明を聞いていましたら、一応5件分予定していたけれども、2件だけだったということで、3件分の上限が20万円ということで60万円ですかね。これはまちづくりの団体のイベントとかなんとか開催するのをお手伝いというか、サポートする業者に払う分ですか。

○筒井副部長兼地域政策課長

この事業の概要としましては、中山間地域で地域活性化に資する、今回、確実に1件、申請された方は、富士町に移住された方で、実際農業をやっておられますけれども、集落支援という、うちから頼んだ仕事もされていて、もっと自分みたいな移住者を増やしたいという思いで、自分がやっている農業を手伝いに来るということをきっかけに、地域のことを知ってもらいたいということで、キャンプ場を開かれております。どうしても日帰りすると、よさが伝わらないのでということで、農業をやりながら温泉につかってもらって、また、自分の畑の近くにテントを張って、1泊2日とか2泊3日で研修するというようなスキームで事業を組まれていまして、この方、何十万円かテントを買ったりするのに事業費が必要だったんですけど、そのお金をMake (マクアケ) やったかな、クラウドファンディングのサイトをお願いして、お金を集めていらっしゃいますけど、そこで

最高20万円ぐらいの手数料を取られるんですよね。クラウドファンディングやったときに、その支援をやるとういうことで、今まではテントの購入費だったり、そういうのを直接補助するというスキームで市役所が仕事していたんですけど、そこは自分たちでやってくださいと、思いを伝えたら集まるんじゃないですか、でもお金を集めるための手数料の分だけは、うちが持ちましょうというスキームで令和3年度から始めております。だから、1年目でその制度の趣旨も浸透していなかったと思うので、5件分が丸々使われなかったのかなと思うんですけど、自治会にも、富士の場合は33、三瀬の場合は15、大和も15ぐらい自治会がありますけれども、それぞれにこういう制度がありますという説明を機会あるごとにしておりますので、だんだん利用の機会は増えてくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

○御厨委員

具体的にどこの地域ですか。どこですか、そのキャンプ場。どこの場所ですか。具体的な場所をお示してください。

○筒井副部長兼地域政策課長

これは個人の敷地でされていますので、富士の菖蒲でされていますけど、個人の敷地で、何ていうかな。

○御厨委員

富士町の菖蒲ですか。

○筒井副部長兼地域政策課長

はい。

○宮崎委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○白倉委員

あと1点聞かせてください。資料8の141ページなんですけれども、中川副公民館建設事業が減額になっているんですけれども、これは、今解体事業自体はまだ続いていますよね、いろんな運び出し。全て見込みというか、一旦ここで減額されたものか、それとも継続なんかの、明許繰越なんかの関係で一旦減額されるものなのか、お尋ねします。

○大坪公民館支援課長

中川副公民館の減額につきましては、解体工事費の入札残になりますので、解体工事につきましては、もうこれ以上のお金は使わない。事業は今年度末で終了するというようになります。

○白倉委員

というのも、またそれ別途あれしてもいいですけども、大型ダンプが非常に出入り、残骸、大きい公民館でしたから、いろいろして、ずっと通行していたり、通っているのが私道なんですよね。かなりその道路の劣化というのが見られるんですよ。凸凹

とか、それなんか私は自分の頭の中では恐らく、何というかな、建設費じゃなくて、財産活用課でもなくて、公民館の解体事業の中の一部になるのかなという気がしていたんですよ。それと、たまたま今日、消防のほうで浄化槽の掘り出しというか、事業が実は上がっていたんですね。そのときに近隣の家屋の調査とか、あと、与える影響とか、その辺とも関係してきそうな気がするんですよ、同じ私道の中です。ですから、そういうことの事態が起きた場合、これは一旦減額で全部してしまってもいいものなんでしょうかね。そこをお尋ねします。

○大坪公民館支援課長

家屋の調査等につきましては当初予算で要求させていただいておりますので。

○白倉委員

まだ今工事自体が続いているから、不測のことが起きたときに、これを減額で全部してしまってもいいんでしょうかという話です。起きなかったら起きないでいいんですが、起きる可能性がかなり高いので、お尋ねしていると、減額してしまってもいいかどうか。

○宮崎委員長

分かる方。

(「もうかなり道路が、ぼこんぼこん穴開いているもん」と呼ぶ者あり)

○公民館支援課職員

先ほど課長のほうから御説明差し上げたとおおり、解体に伴う振動とか、いろいろ工事によって迷惑をどれぐらいかけたかということの調査費については、当初予算でお願いしているところです。もしその中で、何か補償費用を支払わなければいけないような事案があれば、既決予算の中で対応するか、また、議会のほうに御相談させていただいて、対応するかということ、また改めてのことになるかと思いますが、まずは調査をする費用ということで当初予算のほうに計上させていただいているということになります。

○宮崎委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、これで地域振興部に関する議案の説明を終わります。

執行部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

委員の皆様にお諮りです。総務部の質疑中に江頭委員による、消防格納庫の土地取得について、危機管理防災課から答弁の修正が上がっておりますので、これを許可したいと思います。

○蘭理事兼危機管理防災課長

すみません、先ほど委員長からも御紹介がありましたけれども、江頭委員からの御質問、

用地交渉の件でお尋ねがありまして、拡幅自体が用地対策課というのは、そこは間違いございませんけれども、どこがそこに当たっているかという部分で、用地対策課と危機管理防災課というふうに申し上げましたが、支所管内につきましては、これに支所の総務・地域振興グループのほうも入るところで、そこは少し答弁が、言葉が足りなかったということで、お時間をいただきました。申し訳ございませんでした。

○宮崎委員長

以上でよろしいですか。

それでは、退室されて結構です。

◎執行部退室

○宮崎委員長

それでは、このまま採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまから採決に入りたいと思います。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようですので、第10号議案、第21号議案及び第22号議案について一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、そのように採決を行います。

お諮りいたします。当委員会に付託された第10号議案、第21号議案及び第22号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたしました。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。正副一任でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そういうふうに図りたいと思います。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴い、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録の字句、数字その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことですので、委員長に委任することに決定いたしました。

それでは、ここで議会報告会のテーマに関する協議を行いたいと思います。

本日の議案審査を終了しましたが、総務委員会の議会報告会第2部のテーマに関して、

本日、正式に決定したいと思います。

まず、委員会の委員意見交換会の総務委員会のテーマにつきましては、昨年と同じく、「どうしていこう、防災対策と避難所」ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしのようですので、そのようにしたいと思います。

次に、テーマに沿った参加を呼びかけたい団体、または参加してもらいたい団体、1団体から一、二名程度想定でございますが、昨年同様、自治体協議会での呼びかけと、各校区公民館館長への案内で御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、そのとおりにしたいと思います。

最後に、参加者の団体へ声かける担当者につきましては、自治会協議会に関しては私、委員長が、各校区の公民館館長へは事務局でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

ここで公民館への案内文の内容や通知方法につきましては、委員長の一任のほうでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

ほかに何か意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、議会報告会のテーマにつきましてはこれで終了したいと思います。

今後、議会報告会での役割とかの話が出てくると思いますので、その際には御協力をよろしくお願いいたします。

それともう一つ、先進地視察に関する協議ですが、先進地視察の日程、視察項目、視察先等ですけれども、まだ現在新型コロナウイルス感染症の状況について、いまだに予想がつかない状況です。そこで、先進地視察の日程については状況を見極めながら決定したいと思います。視察を行えそうな状況になりましたら、また委員会を開催し、協議させていただきたいと思います。ただし、視察先と視察項目については候補をぜひ出していただきたいというふうに思っておりますので、3月7日の先議以外の採決後に、再度協議いたしますので、候補案を考えておいていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で行政視察に関する協議を終わります。

これにて総務委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

総務委員長 宮 崎 健